

○湖南衛生組合職員職名規則

平成8年3月25日
規則第2号

(目的)

第1条 [この規則](#)は、[湖南衛生組合職員定数条例\(昭和41年湖南衛生組合条例第4号\)第2条](#)に規定する職員の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職名の構成)

第2条 職員の職名は、職層名及び職務名とする。

(職層名)

第3条 職層名は、次のとおりとする。

- (1) 参事
- (2) 副参事
- (3) 主幹
- (4) 副主幹
- (5) 主事

(職層名の適用区分)

- 第4条 参事は、事務局長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。
- 2 副参事は、課長・場長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。
 - 3 主幹は、係長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。
 - 4 副主幹は、主任の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。
 - 5 主事は、[前項](#)に定める職員を除く職員の職層名とする。

(職務名)

第5条 職務名は、[別表](#)のとおりとする。

付 則

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 [湖南衛生組合職員職名規則\(昭和42年4月1日規則第1号\)](#)は廃止する。

別表

- (1) 事務局長
- (2) 課長・場長
- (3) 係長
- (4) 主任
- (5) 事務系
一般事務
- (6) 技術系
一般技術
- (7) 技能労務系
自動車運転・一般作業・一般用務・一般業務